

〈図書紹介〉

所功著

『天皇の歴史と法制を見直す』

久 禮 旦 雄

はじめに

本学の名誉教授でもある所功氏は、平安時代の儀式を中心とした法制文化史の研究者であると同時に、元号法及び国旗・国歌法の成立に際して著書を刊行し、また平成から令和にかけて複数回行われた皇室制度に関する有識者会議やヒアリングにおいて、たびたび意見を求められ、それに関するの著書も複数著されている。氏の活動は現実の問題から研究課題を得るとともに、研究の成果から現実の問題を動かし、また動かそうとされてきたと言えよう。

その所功氏が書き下ろしの大作『天皇の歴史と法制を見直す』を刊行された。帯には「……二千年近く続いて来た歴代天皇と宮廷文化の実像を解き明かし、近現代の皇室法制の成立史と問題点を概述しながら、当面必要な改善案も提示する。……」とある。ここにおいて氏は、皇室制度に関する研究の成果と現実の課題及び解決策を世に問われたのである。

一、本書の内容

まず、以下にその目次を示す。

はじめに——天皇・皇室への関心

序 「天皇」「皇室」とは何か

前篇 歴代天皇の継承と宮廷文化

一 記紀「神話」の建国物語

二 ヤマト朝廷の「マツリゴト」

三 飛鳥・奈良時代の「女帝」

四 平安から幕末までの天皇

五 明治以降の天皇・皇后と皇族

六 近現代の主要な宮廷文化

後篇 近現代の法制度に見る天皇

七 明治の『皇室典範』と皇室令制

八 戦後の憲法と新『皇室典範』

九 皇室関連法の整備と典範改正論

十 『皇室典範特例法』と「付帯決議」

むすび——立憲君主制の長所

あとがき——「天長地久」の願い

〈付録〉歴代天皇の略系図／歴代天皇の略年

譜／図表一覧／人名索引／皇室関係の

拙著一覧

このほかに具体的な皇室史のトピックについての十四のコラムが掲載されている。

著者は、「はじめに」において本書のタイトルにある「見直す」を「史実・現実を再認識すると共に、その意義・真価を再発見することも意味し」、そのために「なるべく判り易いように語り口調で

書きました」としている。確かに文章は読みやす

いが、著者の今までの研究・著述を踏まえて充実した内容となっている。ただ、あまりに一つ一つの説明が簡潔にすぎると思われる向きがあるかもしれない。詳しく知りたい場合は巻末に「付録Ⅴ 皇室関係の拙著一覧」があるのでそれを参照し、個別の問題について知識を深めていかれるのがよいと思う。その点では本書は昭和・平成・令和を通じて構築された「所法制文化史」「所皇室論」の総決算であり、同時に簡便な手引書とも言える。序章において、「天皇」「皇室」という言葉について、簡潔に説明を行う。そして前編では、記紀神話からヤマト朝廷の成立過程を読み解き、おおむね一世紀ごろと推定される神武天皇にはじまり、纏向遺跡の存在から、三世紀ごろに推定される崇神天皇を経て、以後のヤマト朝廷の発展過程を論じる。そして六世紀以降の飛鳥・奈良時代に入り多くの女帝が出現した過程とその意義につい

て解説を加え、その後、平安時代に入り、親政・摂関政治・院政、そして幕府による武家政治など、政治のあり方がたびたび変化し、また皇室自体もたびたびの苦難に見舞われてきた歴史を振り返っている。その中で、皇室は政治的実権を失うが、一方で文化や精神の面で指導的な立場を維持し、また皇族の臣籍降下（源氏・平氏）や世襲宮家などの制度を用いることでその地位を保つことに成功した。それが幕末の復権につながったという経緯をわかりやすく説明している。

そして明治維新の後には、明治・大正・昭和・平成・令和の皇室の、その時代ごとの活動を論じている。これにより、現在につながる近現代皇室制度が、ある段階で完全に成立したのではなく、その時代ごとの皇室とそれを支えた人々の努力により生み出されて来た（そして今後も改善の可能性がある）ことを歴史的に明らかにしている。

後編では、そのようにして成立・展開した近現

代の皇室制度について、明治時代に『大日本帝国憲法』と相並んで成立した『皇室典範』と明治・大正・昭和にかけて整備された「登極令」に代表される皇室令、そして戦後の『日本国憲法』とともに作成された『皇室典範』、そして昭和時代に行われた「国事行為の臨時代行法」「元号法」などの皇室関連法の整備と、平成時代に入り、複数回行われた典範改正の試み、さらに平成から令和にかけての皇位継承と関係する「皇室関係特例法」と、今後の課題となる「附帯決議」について、著者の経験も含めて述べられている。

そして「むすびに」では、現在の日本の象徴天皇制もその一類型と考えられる立憲君主制の意義について、継続性・公平性・道徳性という面から長所があるとし、歴代の天皇、特に昭和天皇と平成・令和の天皇について「見事に体現しておられる」具体例をあげて論じている。一方で、市村真一氏の議論を引用し、いったん断絶すれば取り返

しがつかず、また君主に求められる資質があまりにも厳しいことが短所（制度的な問題）であると、そのためには天皇（君主）の資質を維持し、制度の継続を可能たらしめるために国民の啓発及び皇室と国民の融和が必要とし、本書のその一助となれば幸いとして全体を締めくくっている。

二、本書の提起したもの

しかし、本書は単なる皇室の歴史・文化の解説書であるにとどまらない。第十章の最後に著者は今まで論じてきた内容を踏まえて、以下のような鋭い警告を発している。

「政府の有識者会議すら、本命の「皇位継承」の議論を避けようとしているように見えます。……しかし、皇位継承を論ずる際に、ことさら「男系」「女系」を持ち出し、「男系」のんみを絶対視するのは、本質的に適切ではないと思われまます。なぜなら、日本の皇室に

は古来、氏も姓もない^①ことが他国の王室に類例のない特徴であり、「男系」も「女系」も含む「皇統に属する皇族」であることこそ最も重視すべき案件だからです。

いわゆる男系（父系）と女系（母系）の区別は、中国伝来の姓氏觀念に基づいています。……しかし、日本では……神武天皇以来、その子孫が皇位を継承され、王朝の交替がなく、その一系の王朝には氏姓がありません。……そこで、あらためて歴史を振り返りますと、前述のとおり、皇室には氏姓も家名もなく、皇位の継承者を男系に限る（女系を除く）というような議論も明文も、明治の初めまでほとんどありません……長い間、（皇位を継承するのは）男性皇族が大多数を占めてきましたので、結果的に系譜化すれば男系（父系）で承継がれてきたとみられる形になりました。……これは絶対的な原理でなく相対的な

原則だ、といってよいと存じます。……」

これは現在の歴史・法制の研究においても（神武天皇の実在についてなどの論点はあるが）広く共有されている内容である。それを踏まえ、著者は、

「私の結論は、……歴史と現実を直視することにより、今後の皇位継承は、男系の男子に限定せず、男系女子にも母系男女にも公認してよいが、男子皇族がおられたら優先的に承継せざるようにする案を提示してきました。」

当代には、これで典範を改正しておけば、皇位は当面持続できると思われますが、およそ三十年先に代替りがあるころまでに、状況の変化を踏まえて再修正を加えながら、皇位の永続をはかってほしいと願っております。」

実に過不足のない、今日の皇位継承の問題点についての現実的な「処方箋」である。問題はこの処方箋は著者が二十五年前に、皇室ジャーナリス

トとして知られる高橋紘氏との共著『皇位継承』

（文春新書、その後増補版が刊行）において示されていることで、以後、複数のチャンスがありながら、我が国の政府と国民は、皇位継承の危機を克服することなく、今日まで至っている。歴史をふりかえれば、今日の日本において皇室のもつ意義は大きく、法制を直視すれば、現行皇室制度がこのままでは行き詰まることは明らかである。

それにもかかわらず、政府と国民は、皇室を賛美し、その職務と責任を担わせつつ、その制度の問題を放置したまま、時だけが残酷に過ぎていく。皇室は歴史を積み重ね、法制により維持されるものであるが、それを担われる方々には感情もあり、また成長・加齢がある人間であることを忘れてはならない。その観点からも「歴史と法制を見直す」べきだ、という本書は警告と叱咤の書でもある。

（藤原書店、令和五年）

